

仕 様 書

この仕様書は、導・送水線路ほか10施設草刈清掃業務（以下「業務」という。）について仕様を示すものである。

- 1 実施場所は、別添1草刈施設一覧のとおりとする。
- 2 業務内容は、別添2図面に示す箇所（以下「業務範囲」という。）の平地及びのり面の草刈清掃及び側溝の清掃を次のとおり行うこと。
 - (1) 業務範囲の雑草を刈り取ること。また、刈り取りは、地面から3cm以内とする。刈り取った雑草は、施設外へ搬出の上、適正な方法で処理することとし、それを証する書類を提出すること（刈り取った雑草を施設外へ搬出するまでの間はその管理に注意すること）。草刈機などを用いて刈り取ると飛び石などの危険がある箇所については、立て板などをし、十分な飛散防止対策を施すこと。それでもなお、飛散の可能性のあるものについては、下関市上下水道局の担当者（以下「局担当者」という。）の承認を受けた後に地面から10cm以内に刈り取るか、手刈りにて実施すること。
 - (2) 業務範囲のかずらについても除去するものとし、除去したかずらは、刈り取った雑草と同様に処理すること。
 - (3) 業務範囲の側溝については、清掃を行うこと。また、堆泥除去の指示がある場合は、側溝内に堆積している泥その他のごみを除去し、除去した泥は、局担当者の指示する場所に運び込むものとする。泥以外のごみの処理については、適正な方法にて処分すること。
- 3 委託期間は、契約締結日から令和8年12月11日までとする。ただし、委託期間内に業務が完了したときは、完了日までとする。
- 4 業務実施期間は、次のとおりとする。ただし、実施日程は、局担当者と協議の上、決定するものとする。また、天候、緊急工事等不測の事情により期間内に業務完了が困難と認められる場合は、協議の上、各回の業務実施期間

を変更するものとする。

第1回 契約締結日から令和8年8月31日まで

第2回 令和8年9月1日から令和8年12月11日まで

5 前項の規定にかかわらず、長府送水線路(後田町二丁目・勝谷新町一丁目)、高尾浄水場、日和山浄水場(西側階段部分)に係る業務実施期間は、次のとおりとする。また、高尾浄水場の西側(拘置所側)を実施する場合は、実施の3日以上前に局担当者に連絡をし、実施が可能であることの確認を行うこととする。

(1) 長府送水線路(後田町二丁目)

第1回 契約締結日から令和8年8月31日まで

第2回・第3回 令和8年9月1日から令和8年12月11日まで

(2) 長府送水線路(勝谷新町一丁目)

第1回・第2回 契約締結日から令和8年8月31日まで

第3回・第4回 令和8年9月1日から令和8年12月11日まで

(3) 高尾浄水場

第1回 契約締結日から令和8年8月31日まで

第2回・第3回 令和8年9月1日から令和8年12月11日まで

(4) 日和山浄水場(西側階段部分)

第1回 契約締結日から令和8年8月31日まで

第2回・第3回 令和8年9月1日から令和8年12月11日まで

6 業務の実施に当たっては、原則として、閉庁日を除いた日の午前8時30分から午後5時までの間に行うこと。ただし、これにより難しい場合は、あらかじめ局担当者と協議し、了承を得るものとする。

7 業務の実施に際しては、必要な安全対策を行うとともに、第三者に損害を与えないように十分注意して行うこと。なお、第三者に与えた損害は、受託者において、速やかに賠償すること。

- 8 業務の実施に必要な官公庁その他関係機関への手続は遅滞なく行うこと。
また、これに掛かる費用は、全て受託者が負担すること。
- 9 業務範囲が水道施設用地内であることを十分に認識し、使用機器の油漏れによる用地内の汚損がないよう、衛生面に注意すること。
- 10 日和山浄水場内水道資料室横トイレ及び高尾浄水場屋外トイレを使用する際は、衛生面に注意し、汚損した場合は清掃を行うこと。
- 11 業務範囲の美化のため当然必要と考えられることは、誠実に実施すること。
- 12 業務の実施については写真撮影を行うこととし、業務の着手前、作業中及び完成の写真を対比できるように同一位置から撮影すること。また、全景に加え、必要に応じて部分写真を撮ること。
- 13 業務の実施後、速やかに前項の写真その他業務の履行を確認できるものを添えて、業務完了届を提出すること。
- 14 事故発生防止のため、業務に携わる者には、ヘルメット、眼鏡、きゃはん等保護具を着用させ、特に刈払機を使用する者には「刈払機取扱作業教育」を受講させること。
- 15 業務対象面積は、年間で延べ187,874㎡（参考数量）とする。
- 16 本仕様書に定めのない事項又は疑義がある場合は、協議の上決定するものとする。

以上